破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２８号
秋田県大館市字象ヶ鼻25番地43
破産者　伊藤　鐵夫
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第５６１１号
大阪府八尾市竹渕東２丁目13番地
破産者　杉山　一郎
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９７８号
兵庫県明石市松が丘２丁目５番24―102号、前住所兵庫県伊丹市鈴原町９丁目360番地
破産者　磯見　明子
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４５４号
大阪府東大阪市日下町４―３―15―102号、開始決定時の住所大阪府寝屋川市松屋町19番７―406号
破産者　生駒　篤志（旧姓合田）
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９９９号
大阪府寝屋川市三井南町24番１―203号、前住所大阪府寝屋川市松屋町13番８―1208号
破産者　平本　裕美
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７５２号
大阪府豊中市二葉町１丁目11番18号
破産者　籠谷　信一
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３５８号
大阪府枚方市牧野阪１丁目13番４号
破産者　茂岡　正吾
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５８４号
大阪府門真市堂山町７番14号
破産者　福嶋　竹弘
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８９５号
大阪府枚方市香里ケ丘９丁目６番地の１　D13―323
破産者　塩見　利博
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０５２号
大阪市淀川区田川２丁目８番３号
破産者　奥山美江子
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７号
兵庫県南あわじ市倭文庄田1025番地
破産者　山中まち子
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第１７１３号
広島市東区戸坂大上４丁目28番６号
破産者　定野　克弘
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８７号
佐賀県唐津市原1022番地１
破産者　谷口　英一
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第４７号
鹿児島県姶良市東餅田2485番地
破産者　堀之内道子
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
鹿児島県姶良市西餅田3247番地28
破産者　新保　忠男
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
鹿児島県霧島市隼人町内山田４丁目10番20号
破産者　児玉　正一
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第５７０号
青森県むつ市脇野沢瀬野川目48番地２
破産者　山崎　秀生
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１９２号
横浜市南区大岡１丁目63番26号
破産者　高山ヨシ枝
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部